

社労士会労働紛争解決センター愛知規程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、愛知県社会保険労務士会（以下「本会」という。）が裁判外紛争解決手続の一環として、社会保険労務士の専門的知見を活用して次条第 1 項に規定する個別労働関係紛争の解決を図るために本会内に設置する社労士会労働紛争解決センター愛知の運営等に必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において個別労働関係紛争とは、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）第 5 条第 1 項に規定する個別労働関係紛争をいう。以下同じ。）をいう。

前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 151 号）において使用する用語の例による。

第 2 章 社労士会労働紛争解決センター愛知

(社労士会労働紛争解決センター愛知)

第 3 条 本会は、本会会則（以下「会則」という。）第 4 条第 13 号に規定する事業を実施するために、社労士会労働紛争解決センター愛知（以下「センター愛知」という。）を設置する。

センターは、個別労働関係紛争の当事者（以下「当事者」という。）が和解することのできる個別労働関係紛争について、当事者の一方又は双方からの申立てに基づき、社会保険労務士その他労働社会保険諸法令に精通する者があつせん人（当該紛争の解決手続において和解の仲介を行う手続実施者をいう。以下同じ。）となり、当事者間の主張、説明等を聴取し、必要と判断したときは互譲を勧めるなどして和解の成立を図る手続（以下「あつせん手続」という。）を行う。

(業務を行う事務所)

第 4 条 センター愛知の業務を行なう事務所は、本会に置く。

(センター愛知の機関)

第 5 条 センター愛知に、センター愛知所長及びセンター愛知副所長をそれぞれ 1 人置く。

センター愛知所長及びセンター愛知副所長は、本会理事会(以下「理事会」という。)の承認を得て、本会会長(以下「会長」という。)が本会理事又は本会事務局職員のうちから任命する。

センター愛知所長は、センター愛知の業務を統括する。

センター愛知副所長は、センター愛知所長の職務を補佐し、センター愛知所長に事故があるときはその職務を代理し、センター愛知所長が欠員のときはその職務を行う。

(事務局)

第 6 条 センター愛知に事務局を置く。

センター愛知の事務局に、職員若干人を置き、本会事務局職員をもって充てる。

センター愛知の事務局は、センター愛知所長の指揮監督を受けて、センター愛知の業務に関する事務を行う。

第 3 章 A D R 運営委員会

(A D R 運営委員会)

第 7 条 センター愛知の業務について、迅速かつ適正な運営を確保するため、センター愛知に A D R 運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

運営委員会は、センター愛知の業務運営に関する事項その他別に規約で定める事項を審議する。

運営委員会は、10 人以内の A D R 運営委員(以下「運営委員」という。)をもって構成する。

運営委員会に、運営委員会委員長(以下「運営委員長」という。)1 人及び運営委員会副委員長(以下「運営副委員長」という。)3 人以内を置く。

運営委員長は、会務を統括し、運営委員会を代表する。運営副委員長は、運営委員長を補佐し会務を行うほか、運営委員長に事故があるときは、そ

の会務を代理し、運営委員長が欠員のときは、その会務を行う。

(運営委員)

第 8 条 運営委員長及び運営副委員長は、それぞれ本会副会長及び本会理事のうちから、理事会の議を経て、会長が任命する。

前項に掲げる者以外の運営委員は、本会会員のうちから、理事会の議を経て、会長が任命する。

会長は、委員長からセンター愛知の運営に関し高度の専門的な知識等が必要である旨の報告を受けた場合は、学識経験者その他高度の専門的知識等を有する者を、理事会の承認を得て、任期を定めて委員に任命することができる。

会則第 18 条の規定は、運営委員（前項及び次条第 3 項の規定により任命された者を除く。）の任期について準用する。

(センター愛知担当弁護士を選任)

第 9 条 会長は、センター愛知の業務運営の適正を確保するために、センター愛知の業務を担当する弁護士（以下この条において「センター愛知担当弁護士」という。）1 人を、愛知県弁護士会の推薦を得て選任する。

センター愛知担当弁護士の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任されたセンター愛知担当弁護士の任期は、前任者の残任期間とする。

会長は、理事会の承認を得て、センター愛知担当弁護士を運営委員に任命する。

(委任)

第 10 条 本章に定めがあるもののほか、運営委員会の業務、議事の手続その他運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 あっせん人候補者

(あっせん人候補者)

第 11 条 あっせん人候補者は、本会会員登録後 5 年を経過した満 35 歳以上の社会保険労務士であって、次の各号のいずれかを満たす者のうちから、運営委員会が推薦し、会長が任命する。

1 個別労働関係法制に関し造詣が深く、紛争解決に関する能力を有すると認められる特定社会保険労務士（社会保険労務士法（昭和 43 年法律第

89号)第14条の11の3第1項の規定による付記を受けた社会保険労務士をいう。以下この条において同じ。)

2 地方労働局紛争調整委員会のあっせん委員経験者、簡易裁判所の調停委員経験者その他前号の特定社会保険労務士と同等の能力を有する者
センター愛知所長、センター愛知副所長及び運営委員は、あっせん人候補者になることができない。

あっせん人候補者の任期は2年とする。ただし、留任することは差し支えないものとする。

運営委員会は、あっせん人候補者名簿を作成する。

(担当弁護士候補者)

第12条 会長は、センター愛知が行うあっせん手続に関し助言等を行う弁護士(以下「担当弁護士」という。)の候補者(以下この条において「担当弁護士候補者」という。)を、愛知県弁護士会の推薦を得て任命する。

担当弁護士候補者の任期は2年とする。ただし、補欠により任命された担当弁護士候補者の任期は、前任者の残任期間とする。

運営委員会は、担当弁護士候補者名簿を作成する。

第5章 秘密保持

(手続の非公開)

第13条 センター愛知が行うあっせん手続は、非公開とする。ただし、当事者の同意を得たときは、終了したあっせん手続の概要(当事者及び関係者の氏名又は名称並びに事案の内容が具体的に特定できないようにすることその他の紛争の当事者及び関係者の秘密の保持に配慮した措置を講じたものに限る。)について、センター愛知が主催する研修及び学術研究に活用し、並びにあっせん手続の広報活動を行うことを目的とする場合に限り、印刷物の配布その他の方法により公表することができる。

(守秘義務)

第14条 本会役員、運営委員、あっせん人、担当弁護士及びセンター愛知の事務局職員(以下この条において「センター愛知事務局職員」という。)は、正当な理由なく、センター愛知の業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

前項に規定する者は、それぞれ、次の各号に掲げる者に対し、前項に規

定する義務を遵守する旨を誓約した書面を提出しなければならない。

- 1 会長以外の本会役員及び運営委員 会長
- 2 あっせん人、担当弁護士及びセンター愛知事務局職員 運営委員長

第6章 費用等

(費用)

第15条 センター愛知は、あっせん手続の実施に関して、あっせん手続の申立人及び被申立人から費用を徴収することができる。

前項の費用の額、支払方法その他費用の支払に関し必要な事項は、別に定める。

(報酬等)

第16条 センター愛知は、あっせん手続の実施に関して、あっせん人、センター愛知担当弁護士その他あっせん手続に関与した者に対して報酬及び実費(以下この条において「報酬等」という。)を支払うことができる。

前項の報酬等の額、支払方法その他報酬等の支払に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 会計

(会計)

第17条 センター愛知の運営に係る収入支出は、本会の特別会計に計上するとともに、本会の通常総会に報告しなければならない。

センター愛知の運営費用は、第15条に定める費用及び本会の一般会計からの繰入その他の収入をもって充てるものとする。

第8章 雑則

(苦情の取扱い)

第18条 センター愛知の行うあっせん手続に関する苦情は、センター愛知事務局で受け付ける。

苦情の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(掲示)

第19条 センター愛知の事務局は、センター愛知が認証紛争解決事業者である旨及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則(平成

18年法務省令第52号)第9条第1項各号に規定する事項を記載した書面をセンター愛知に掲示し、又はこれらの事項を記載した冊子を備え置き、紛争の当事者等が常時閲覧できるようにするものとする。

(あっせん人の独立性の確保)

第20条 本会役員及び運営委員は、あっせん人に対し、法令、この規程その他のあっせん手続に関する定めを遵守させる場合のほかは、あっせん人があっせん手続の実施に当たり独立して行う職務に関し、直接又は間接に命令若しくは指示をし、又は不当な関与をしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第14条第2項の規定は、前項に規定する者がその義務を遵守する旨を誓約した書面を提出する場合について準用する。

(委任)

第21条 この規程に規定するもののほか、あっせん手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成20年11月25日から施行する。
- 2 本会は、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第2条第1項第1号の6に規定する厚生労働大臣の指定を受けるものとする。